

(別添)

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査の結果の概要（平成26年度）

1 調査の目的

農産物の栽培農家等における農薬の使用状況の調査点検及び農産物の残留農薬の調査分析を行うことにより、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案等のための基礎資料等を得るとともに、農薬の適正使用状況、農薬の使用頻度等を把握し、広く国民に情報提供することにより農薬に係る正しい理解を促し、調査点検結果等に基づく所要の指導を通じて、農薬の不適正使用の防止等を図り、もって安全な農産物の生産に資する。

2 農薬の使用状況調査

(1) 調査方法

平成26年度の調査は、穀類、豆類、野菜及び果実を生産している農家3,948戸を対象とした。対象農家が、農薬の使用状況を地域センター等から配布された農薬使用状況等記入簿に記入した。

地域センター等が農産物の出荷時期に当該記入簿を回収し、当該記入簿に記入された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の調査を行った。

(注) 生産者団体等の独自の様式に、農薬の使用状況を記入している農家については、生産者団体等の帳簿に記載された内容をもとに調査している。

(2) 調査結果（概況）（別表1）

調査対象とした3,948戸の農産物販売農家のうち、3,946戸（99.95%）の農家は適正に使用していることが確認された。2戸の農家で、以下の農薬の不適正な使用2件が認められた。

ア 不適正な使用の内容

(ア) 使用してはならない農産物に誤って使用した事例（1件）

(イ) 使用回数を誤って使用した事例（1件）

イ 不適正な使用が複数の農家で認められた作物

該当なし

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用 のあった 農家数	不適正使用の内容別の農家数			
				誤った農作 物に使用	誤った使用 量又は希釈 倍数で使用	誤った時期 に使用	誤った回数 で使用
平成 15 年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)
22	4,745	43,631	1 (0.02%)	1 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)
23	4,665	39,305	16 (0.34%)	3 (0.06%)	4 (0.09%)	4 (0.09%)	6 (0.13%)
24	4,618	45,424	18 (0.39%)	8 (0.17%)	3 (0.06%)	6 (0.13%)	5 (0.11%)
25	3,928	31,977	6 (0.15%)	1 (0.03%)	2 (0.05%)	0 (0.00%)	4 (0.10%)
26	3,948	29,172	2 (0.05%)	1 (0.03%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	1 (0.03%)

(注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、穀類及び豆類も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

3 農薬の残留状況調査

(1) 調査方法

ア 試料検体数

調査対象となる試料は、出荷量の多い主要な農作物の中から、過去の調査の実施状況や検出状況を踏まえ、都道府県に割り当て、1,001 検体とした。

イ 試料採取方法

上記 2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産したものを試料として採取した。穀類は、無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は、無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

ウ 分析方法

(ア) 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

(イ) 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第 2 章（一斉試験法）と第 3 章（個別試験法）に定められた試験法や精製溶媒等の一部修正を加えた分析法を用いた。なお、修正を加えた分析法については「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成 19 年 11 月 15 日付け食安発第 1115001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）に従い妥当性を確認した。

エ 定量限界

適切な精確さをもって定量できる（具体的な濃度が決められる）濃度の限界値である定量限界は、各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した（ただし、基準値が一律基準 0.01 ppm とその付近のものについては、基準値以下となるように設定）（別表 2）。

オ 妥当性確認

代表的な作物と農薬の組み合わせで添加回収率が適切な範囲（70 ～ 120%）にあることを確認した。

(2) 調査結果（概況）（別表 3 及び別表 4）

4,737 分析試料検体（のべ検体数）の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料の検体は、合計 697 検体（のべ検体数）であった。

（注）のべ検体数：1 試料検体について 2 種類の農薬を分析した場合、2 検体として計算。

定量限界以上の農薬が検出された 697 検体の試料のうち、696 検体は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準値以下であったが、かぶ（葉）において、フェントエート（PAP）の残留基準値である 0.02 mg/kg を超過する試料が 1 検体（0.07 mg/kg）あった。

（参考）

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬の使用基準は、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点を踏まえて定めている。また、この使用基準に

従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも、作物中の残留量が食品衛生法に基づく農薬の残留基準値を超えることのない濃度として設定している。

すなわち、残留基準値は、農薬の使用基準が守られていれば、これを超過することはないものであるため、残留基準値への適合状況の調査は農薬の使用基準の遵守状況を効率的に把握する手段となる。

ア 残留基準値超過のみられた農産物を摂食した場合の健康影響について

【かぶの葉（フェントエート（PAP）：0.07 mg/kg）】

今回の検出量のフェントエート（PAP）を含むかぶの葉を平均的な量食べた場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI（許容一日摂取量：毎日一生涯食べ続けても健康に影響がでない量）に占める割合は、0.0094%であり、この割合は、全食品からの当該農薬の推定摂取量が ADI に占める割合 22.5%に対し、ごく小さく、健康に長期的影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

◎慢性影響

- ・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量

$ADI (0.0029 \text{ mg/kg 体重/日}) \times 55.1\text{kg (国民平均体重)} \doteq 0.16 \text{ mg/人/日}$

- ・全食品における当該農薬の推定摂取量 (0.036 mg/人/日) が ADI に占める割合
 $0.036 \text{ mg/人/日} \div 0.16 \text{ mg/人/日} \doteq 22.5 \%$

- ・当該かぶの葉を平均的な量摂食した場合の当該農薬の基準値を超過して摂取する量が ADI に占める割合

$\{ \text{検出量 (0.07 mg/kg)} - \text{残留基準値 (0.02 mg/kg)} \} \times \text{平均的な摂食量 (0.3 g/日)}$
 $= 0.000015 \text{ mg/人/日}$

$0.000015 \text{ mg/人/日} \div 0.16 \text{ mg/人/日} \doteq 0.0094 \%$

◎急性毒性

- ・JMPR及び日本国内で未評価

イ 当該農家の農薬の使用状況について

当該ほ場での農薬の使用状況等を再度確認したところ、フェントエート乳剤は、収穫 47 日前（かぶには収穫 30 日前までの使用が可能）に使用されていたが、それ以外に、同剤の使用は記録されていなかった。使用基準違反やタンクの洗浄不足等が原因である可能性は低いと考えられたが、近隣のほ場での農薬散布による飛散が原因である可能性は否定できなかった。調査した範囲では、残留基準値を超えた明確な原因は確認できなかったことから、検出された成分の残留状況について引き続き注視する。

4 調査結果を受けた対応

- (1) 誤った農作物に農薬を使用するなど不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政局及び都道府県から農薬の適正使用の徹底を図るよう指導を実施した。
- (2) 農薬の適正使用を推進するため、平成 27 年度も同様の調査を実施している。
- (3) これまでに調査対象の農産物への使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとする。また、調査内容については、これまでの調査結果をもとに適宜見直しを行う。